



鳥取県公報

平成 27 年 7 月 3 日 (金)
号外第 76 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 (41) (長寿社会課) 3

==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

介護保険法の一部が改正され、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が市町村の行う地域支援事業に移行したこと等に伴い、居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の従業者及び運営に関する基準について、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 指定通所介護事業者がその設備を利用して利用者を宿泊させる場合の届出方法を定める。
- (2) 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る基準を廃止する等、所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第41号

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第76号。以下「条例」という。)第5条、第7条第2項、別表及び<u>附則第2条第3項</u>の規定に基づき、居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この規則において「利用者の数」とは、居宅サービス又は介護予防サービス(要支援者に対する<u>法第115条の4第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及び同号ロに規定する第1号通所事業を含む。</u>)を前3月(短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護にあっては、前年度)に利用した者の1日当たりの人数(新たに指定を受ける場合は、その推定数)をいう。</p> <p>3 略</p> <p>別表第1(第3条、第4条関係)</p> <p>1 訪問介護</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 85%;">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">従業者の 配置</td> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td>2 事業所ごとに、訪問介護員のうち常勤換算をして利用者の数を40で除した人数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)以上の者を、サービス提供責</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基 準	従業者の 配置	1 略	2 事業所ごとに、訪問介護員のうち常勤換算をして利用者の数を40で除した人数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)以上の者を、サービス提供責	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第76号。以下「条例」という。)第5条、第7条第2項、別表及び<u>附則第3条第2項</u>の規定に基づき、居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この規則において「利用者の数」とは、居宅サービス又は介護予防サービスを前3月(短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護にあっては、前年度)に利用した者の1日当たりの人数(新たに指定を受ける場合は、その推定数)をいう。</p> <p>3 略</p> <p>別表第1(第3条、第4条関係)</p> <p>1 訪問介護又は介護予防訪問介護</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 85%;">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">従業者の 配置</td> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td>2 事業所ごとに、訪問介護員のうち常勤換算をして利用者の数を40で除した人数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)以上の者を、サービス提供責</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基 準	従業者の 配置	1 略	2 事業所ごとに、訪問介護員のうち常勤換算をして利用者の数を40で除した人数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)以上の者を、サービス提供責
区分	基 準										
従業者の 配置	1 略										
	2 事業所ごとに、訪問介護員のうち常勤換算をして利用者の数を40で除した人数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)以上の者を、サービス提供責										
区分	基 準										
従業者の 配置	1 略										
	2 事業所ごとに、訪問介護員のうち常勤換算をして利用者の数を40で除した人数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)以上の者を、サービス提供責										

	<p>任者とすること。<u>ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上置き、かつ、主としてサービスの提供の項第27号の業務を行うサービス提供責任者を置く場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、利用者の数を50で除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）以上とすることができる。</u></p> <p><u>3 法第115条の45の3第1項の指定を受けた事業所にあつては、前2号の規定にかかわらず、訪問介護員及びサービス提供責任者の人数を当該指定を受けるために必要とされる人数とすることができること。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 サービス提供責任者は、専ら訪問介護に従事すること。ただし、当該事業所又は同一敷地内に併設される事業所で要支援者に対する法第115条の4第1項第1号イに規定する第1号訪問事業、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護を行う場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、これらの事業に従事することができる。</u></p> <p><u>6 略</u></p>		<p>任者とすること。</p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 サービス提供責任者は、専ら訪問介護又は介護予防訪問介護に従事する者</u>とすること。ただし、同一敷地内に定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護を行う事業所（以下この号において「<u>定期巡回型事業所等</u>」という。）が併設される場合であつて利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、<u>定期巡回型事業所等の職務</u>に従事することができる。</p> <p><u>5 略</u></p>
<p>サービスの開始及び終了</p>	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者の被保険者証により、被保険者資格並びに要介護認定の有無及び有効期間を確認するとともに、<u>要介護認定を受けていない場合は、要介護認定の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。また、要介護認定の更新の申請が遅くとも要介護認定の有効期間の満了の日の30日前には行われるよう必要な援助を行うこと。</u></p>	<p>サービスの開始及び終了</p>	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者の被保険者証により、被保険者資格並びに要介護認定又は要支援認定（以下「<u>要介護認定等</u>」という。）の有無及び有効期間を確認するとともに、<u>要介護認定等を受けていない場合は、要介護認定等の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。また、要介護認定等の更新の申請が遅くとも要介護認定等の有効期間の満了の日の30日前には行われるよう必要な援助を行うこと。</u></p>

	<p>3 略</p> <p>4 サービスの提供を開始するときは、利用申込者又はその家族に対し、市町村にあらかじめ届け出ること等により居宅介護サービス費を事業者が利用者に代わって受け取ることができる旨を説明し、その手続に必要な援助を行うこと。</p> <p>5 サービスを終了するときは、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、当該利用者に係る<u>指定居宅介護支援事業者</u>に対する情報の提供に努めること。</p>	<p>3 略</p> <p>4 サービスの提供を開始するときは、利用申込者又はその家族に対し、市町村にあらかじめ届け出ること等により居宅介護サービス費又は介護予防サービス費（以下「サービス費」という。）を事業者が利用者に代わって受け取ることができる旨を説明し、その手続に必要な援助を行うこと。</p> <p>5 サービスを終了するときは、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、当該利用者に係る<u>居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者</u>（以下「支援事業者」という。）に対する情報の提供に努めること。</p>
訪問介護計画	<p>1 略</p> <p>2 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 <u>介護予防サービス事業を行う者</u>にあつては、サービスの提供の開始時から少なくとも1月に1回、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、<u>介護予防サービス計画を作成した支援事業者</u>に報告すること。また、サービスの提供が終了するまでに少なくとも1回モニタリングを行い、モニタリングの結果を<u>介護予防サービス計画を作成した支援事業者</u>に報告すること。</p> <p>3 略</p>
サービスの提供	<p>1 サービスの提供に当たっては、<u>指定居宅介護支援事業者</u>及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、<u>指定居宅介護支援事業者</u>が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。</p> <p>2 居宅サービス計画に沿ってサービスを提供すること。</p>	<p>1 サービスの提供に当たっては、<u>支援事業者</u>及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、<u>支援事業者</u>が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。</p> <p>2 <u>居宅サービス計画又は介護予防サービス計画</u>（以下「サービス計画」という。）に沿ってサービスを提供すること。</p>

3 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うこと。

4 略

5 サービスを提供した日、その内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載すること。また、サービスの具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。

6 略

7 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、サービスの目標を設定し、計画的に懇切丁寧にサービスの提供を行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

8～10 略

11 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(1) 略

(2) 偽りその他不正の手段によって居宅介護サービス費の支払を受け、又は受けようとしたとき。

12～17 略

18 居宅介護サービス費が支払われるサービスの提供に対する対価については、法第41条第4項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した額とすること。

19 居宅介護サービス費が支払われ

3 利用者がサービス計画の変更を希望する場合は、支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うこと。

4 略

5 サービスを提供した日、その内容、法第41条第6項又は第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受けるサービス費の額その他必要な事項を、サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載すること。また、サービスの具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。

6 略

7 利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止又は介護予防に資するよう、サービスの目標を設定し、計画的に懇切丁寧にサービスの提供を行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

8～10 略

11 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(1) 略

(2) 偽りその他不正の手段によってサービス費の支払を受け、又は受けようとしたとき。

12～17 略

18 サービス費が支払われるサービスの提供に対する対価については、法第41条第4項又は第53条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した額（以下「基準額」という。）とすること。

19 サービス費が支払われないサー

	<p>ないサービスの提供に対する対価については、<u>前号の額</u>との間に不合理な差額が生じないようにすること。</p> <p>20 略</p> <p>21 <u>居宅介護サービス費</u>が支払われないサービスを提供した場合は、提供したサービスの内容、徴収した費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付すること。</p> <p>22 事業所の見やすい場所に、<u>条例別表の1の表</u>サービスの提供の項第3号の規程の概要、従業者の勤務の体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。</p> <p>23 略</p> <p>24 <u>指定居宅介護支援事業者</u>又はその従業者に対し、当該事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。</p> <p>25 略</p>	<p>ビスの提供に対する対価については、<u>基準額</u>との間に不合理な差額が生じないようにすること。</p> <p>20 略</p> <p>21 <u>サービス費</u>が支払われないサービスを提供した場合は、提供したサービスの内容、徴収した費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付すること。</p> <p>22 事業所の見やすい場所に、<u>条例別表サービスの提供の項第3号</u>の規程の概要、従業者の勤務の体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。</p> <p>23 略</p> <p>24 <u>支援事業者</u>又はその従業者に対し、当該事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。</p> <p>25 略</p> <p>26 <u>介護予防サービスの提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的にサービスを提供することを常に意識し、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めること。また、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮すること。</u></p> <p>27 <u>介護予防サービスの提供に当たっては、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に行事等に参加するよう適切な働きかけに努めること。</u></p> <p>28 <u>介護予防サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大</u></p>
--	--	--

	<p>26 略</p> <p>27 サービス提供責任者に、条例別表の1の表訪問介護計画の項に規定する業務並びに訪問介護計画の項第1号及び第2号に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) サービス担当者会議への出席等により、<u>指定居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</u></p> <p>(4)～(6) 略</p>
記録の作成及び保存	<p>1 サービスの提供の項第11号の規定による市町村への通知に係る記録を整備すること。</p> <p>2 略</p>
事故等への対応	<p>1 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。</p> <p>2 利用者からの苦情に関して相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めること。</p>
2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護	

	<p><u>限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行うこと。</u></p> <p>(1) <u>サービスの提供に当たり、介護予防サービス計画の作成の際に把握された課題、介護予防サービスの提供による当該課題の改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。</u></p> <p>(2) <u>自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族からの支援、地域の住民の自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮すること。</u></p> <p>29 略</p> <p>30 サービス提供責任者に、条例別表の1の表訪問介護計画の項に規定する業務並びに訪問介護計画の項第1号及び第2号に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) サービス担当者会議への出席等により、<u>支援事業者等との連携を図ること。</u></p> <p>(4)～(6) 略</p>
記録の作成及び保存	<p>1 <u>訪問介護計画の項第2号の規定による報告及びサービスの提供の項第11号の規定による市町村への通知に係る記録を整備すること。</u></p> <p>2 略</p>
事故等への対応	<p>1 <u>サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。</u></p> <p>2 利用者からの苦情に関して<u>市町村等が派遣する者が</u>相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めること。</p>
2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護	

区分	基 準	区分	基 準
従業者の配置	<p>1 事業所ごとに置く従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 看護師又は准看護師 1人以上</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	従業者の配置	<p>1 事業所ごとに置く従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 看護師又は准看護師 <u>(以下「看護職員」という。)</u> 1人以上</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
サービスの開始及び終了	<p><u>1 利用申込者又はその家族からあらかじめ書面又は電磁的方法による承諾を得た場合は、条例別表の2の表サービスの開始の項第3号の書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができること。</u></p> <p><u>2 利用申込者の被保険者証により、被保険者資格並びに要介護認定(要支援者にあつては、要支援認定。以下同じ。)の有無及び有効期間を確認するとともに、要介護認定を受けていない場合は、要介護認定の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。また、要介護認定の更新の申請が遅くとも要介護認定の有効期間の満了の日の30日前には行われるよう必要な援助を行うこと。</u></p> <p><u>3 利用申込者の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するように努めること。</u></p> <p><u>4 サービスの提供を開始するときは、利用申込者又はその家族に対し、市町村にあらかじめ届け出る等により居宅介護サービス費(指定介護予防サービス事業者にあつては、介護予防サービス費。以下同じ。)を事業者が利用者に代わって受け取ることができる旨を説明し、その手続に必要な援助を行うこと。</u></p> <p><u>5 サービスを終了するときは、利用者又はその家族に対して適切な</u></p>	サービスの開始及び終了	<p><u>1の表サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

	<p><u>指導を行い、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めること。</u></p>		
<p>サービスの提供</p>	<p>1 サービスの提供は、1回の訪問につき、居宅サービスにあつては<u>看護師又は准看護師1人以上及び介護職員2人以上、介護予防サービスにあつては看護師又は准看護師1人以上及び介護職員1人以上</u>をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合は、主治医の意見を確認した上で、<u>看護師又は准看護師に代えて介護職員を充てる</u>ことができる。</p> <p>2 サービスの提供に当たっては、<u>指定居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。</u></p> <p>3 <u>居宅サービス計画に沿ってサービスを提供すること。</u></p> <p>4 <u>利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うこと。</u></p> <p>5 <u>従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示させること。</u></p> <p>6 <u>サービスを提供した日、その内容、利用者 に代わって支払を受け</u></p>	<p>サービスの提供</p>	<p>1 <u>1の表サービスの提供の項（第6号、第10号、第13号、第20号及び第30号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>2 サービスの提供は、1回の訪問につき、居宅サービスにあつては<u>看護職員1人以上及び介護職員2人以上、介護予防サービスにあつては看護職員1人以上及び介護職員1人以上</u>をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合は、主治医の意見を確認した上で、<u>看護職員に代えて介護職員を充てる</u>ことができる。</p>

る居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載すること。また、サービスの具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。

7 利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止又は介護予防に資するよう、サービスの目標を設定し、計画的に懇切丁寧にサービスの提供を行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

8 サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行うこと。

9 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

10 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の手段によって居宅介護サービス費の支払を受け、又は受けようとしたとき。

11 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずること。

12 利用者に対し適切なサービスを提供することができるよう、事業

	<p><u>所ごとに従業者の勤務の体制を定めておくとともに、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保すること。</u></p> <p>13 <u>当該事業所の従業者によってサービスを提供すること。</u></p> <p>14 <u>従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。</u></p> <p>15 略</p> <p>16 <u>居宅介護サービス費が支払われるサービスの提供に対する対価については、法第41条第4項又は第53条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した額（以下「基準額」という。）とすること。</u></p> <p>17 <u>居宅介護サービス費が支払われないサービスの提供に対する対価については、基準額との間に不合理な差額が生じないようにすること。</u></p> <p>18 略</p> <p>19 略</p> <p>20 <u>居宅介護サービス費が支払われないサービスを提供した場合は、提供したサービスの内容、徴収した費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付すること。</u></p> <p>21 <u>事業所の見やすい場所に、条例別表の2の表サービスの提供の項第3号の規程の概要、従業者の勤務の体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。</u></p> <p>22 <u>広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしな</u> <u>いこと。</u></p> <p>23 <u>指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、当該事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。</u></p>		<p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>
--	---	--	----------------------------------

- 24 事業所ごとに経理を区分するとともに、他の事業を併せて行う事業所にあつては、事業ごとに会計を区分すること。
- 25 介護予防サービスの提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的にサービスを提供することを常に意識し、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めること。また、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮すること。
- 26 介護予防サービスの提供に当たっては、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に行事等に参加するよう適切な働きかけに努めること。
- 27 介護予防サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行うこと。
- (1) サービスの提供に当たり、介護予防サービス計画の作成の際に把握された課題、介護予防サービスの提供による当該課題の改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族からの支援、地域の住民の自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮すること。
- 28 管理者に、サービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握及び当該事業所の従業者の管理を一元的に行わせるとともに、

- 6 管理者に、サービス利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握を一元的に行わせること。

	<u>法令、条例及びこの規則の規定を遵守させるために必要な従業者に対する指揮命令を行わせること。</u>
記録の作成及び保存	1 <u>サービスの提供の項第10号の規定による市町村への通知に係る記録を整備すること。</u> 2 略
事故等への対応	1 <u>賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。</u> 2 <u>利用者からの苦情に関して相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めること。</u>

3 訪問看護又は介護予防訪問看護

区分	基 準
従業者の配置	1 病院又は診療所ではない事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）の従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1) <u>看護職員</u> 常勤換算をして2.5人以上 (2) <u>理学療法士等</u> 訪問看護ステーションの実情に応じた適当数 2 病院又は診療所である事業所の <u>看護職員</u> の人数は、病院又は診療所として必要な数にサービスの提供に当たる適当数を加えた人数とすること。 3 訪問看護ステーションの <u>看護職員</u> のうち1人以上は、常勤とすること。

記録の作成及び保存	1 <u>次に掲げる記録を整備すること。</u> (1) <u>1の表サービスの提供の項第11号の規定による市町村への通知に係る記録</u> (2) <u>条例別表の1の表事故等への対応の項第2号に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u> (3) <u>条例別表の1の表事故等への対応の項第4号に規定する苦情の内容等の記録</u> 2 略
事故等への対応	1 <u>1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u>

3 訪問看護又は介護予防訪問看護

区分	基 準
従業者の配置	1 病院又は診療所ではない事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）の従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1) <u>保健師又は看護職員</u> （以下「保健師等」という。）常勤換算をして2.5人以上 (2) <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u> 訪問看護ステーションの実情に応じた適当数 2 病院又は診療所である事業所の <u>保健師等</u> の人数は、病院又は診療所として必要な数にサービスの提供に当たる適当数を加えた人数とすること。 3 訪問看護ステーションの <u>保健師等</u> のうち1人以上は、常勤とすること。

	4・5 略		4・5 略
サービスの開始及び終了	1 <u>2の表</u> サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。 2 略	サービスの開始及び終了	1 <u>1の表</u> サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。 2 略
訪問看護計画	1 略 2 <u>指定介護予防サービス事業者</u> にあつては、サービスの提供の開始から終了までに少なくとも1回モニタリングを行い、モニタリングの結果を介護予防サービス計画を作成した <u>指定介護予防支援事業者</u> に報告すること。 3 略	訪問看護計画	1 略 2 <u>介護予防サービス事業を行う者</u> にあつては、サービスの提供の開始から終了までに少なくとも1回モニタリングを行い、モニタリングの結果を介護予防サービス計画を作成した <u>支援事業者</u> に報告すること。 3 略
サービスの提供	1 <u>2の表</u> サービスの提供の項（ <u>第1号、第8号、第11号、第18号、第19号及び第28号の規定を除く。</u> ）に掲げる基準を満たすこと。 2～5 略 6 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて <u>看護職員</u> に臨時応急の手当を行わせるとともに、速やかに主治医への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講ずること。 7 <u>利用者から事業の実施地域以外の地域でサービスを提供することによる交通費を徴収するときは、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び交通費を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ること。</u> 8 略	サービスの提供	1 <u>1の表</u> サービスの提供の項（ <u>第6号、第8号、第10号、第12号、第13号及び第30号の規定を除く。</u> ）に掲げる基準を満たすこと。 2～5 略 6 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて <u>保健師等</u> に臨時応急の手当を行わせるとともに、速やかに主治医への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講ずること。 7 略
記録の作成及び保存	1 次に掲げる記録を整備すること。 (1)～(3) 略 (4) <u>2の表</u> サービスの提供の項 <u>第10号の規定による市町村への通知に係る記録</u>	記録の作成及び保存	1 次に掲げる記録を整備すること。 (1)～(3) 略 (4) <u>1の表</u> サービスの提供の項 <u>第11号の規定による市町村への通知に係る記録</u> (5) <u>条例別表の1の表サービスの提供の項第1号の記録</u> (6) <u>条例別表の1の表事故等への対応の項第2号に規定する事</u>

	2 略
事故等への対応	2の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基 準
サービスの開始及び終了	2の表サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。
訪問リハビリテーション計画	<p>1 計画の作成後、医師又は理学療法士等にモニタリングを行わせ、必要に応じて計画の変更を行うこと。</p> <p>2 指定介護予防サービス事業者にあつては、サービスの提供の開始から終了までに少なくとも1回モニタリングを行い、モニタリングの結果を介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。</p> <p>3 <u>リハビリテーション会議（利用者又はその家族、医師、理学療法士等、介護支援専門員、サービスの担当者その他の関係者により構成される計画の作成のための会議をいう。以下同じ。）を開催し、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を、当該リハビリテーション会議の構成員で共有するよう努めること。</u></p> <p>4 <u>通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションと併せて行うときは、リハビリテーション会議を開催し、通所リハビリテーション計画と整合性のとれた計画とすること。</u></p> <p>5 略</p>
サービス	1 2の表サービスの提供の項（第

	<p>故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(7) 条例別表の1の表事故等への対応の項第4号に規定する苦情の内容等の記録</p>
	2 略
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基 準
サービスの開始及び終了	1の表サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。
訪問リハビリテーション計画	<p>1 計画の作成後、医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士にモニタリングを行わせ、必要に応じて計画の変更を行うこと。</p> <p>2 <u>介護予防サービス事業を行う者</u>にあつては、サービスの提供の開始から終了までに少なくとも1回モニタリングを行い、モニタリングの結果を介護予防サービス計画を作成した<u>支援事業者</u>に報告すること。</p>
	3 略
サービス	1 1の表サービスの提供の項（第

の提供	<p>1号、第7号、第8号、第18号及び第19号の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 サービスの提供は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。</p> <p>3 略</p> <p>4 サービスの提供後速やかに、理学療法士等にサービスの実施状況及びその評価を記載した診療記録を作成させ、医師に提出させること。</p> <p>5 <u>利用者から事業の実施地域以外の地域でサービスを提供することによる交通費を徴収するときは、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び交通費を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ること。</u></p>
記録の作成及び保存	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>2の表サービスの提供の項第10号の規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p>2 略</p>
事故等への対応	<p><u>2の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>
5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導	
区分	基 準
略	
サービス	<u>2の表サービスの開始及び終了の項(第4号の規定を除く。)</u> に掲げ

の提供	<p>6号から第8号まで、第10号、第13号及び第30号の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 サービスの提供は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。</p> <p>3 略</p> <p>4 サービスの提供後速やかに、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士にサービスの実施状況及びその評価を記載した診療記録を作成させ、医師に提出させること。</p> <p>5 <u>管理者に、サービス利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握を一元的に行わせること。</u></p>
記録の作成及び保存	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>1の表サービスの提供の項第11号の規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(3) <u>条例別表の1の表事故等への対応の項第2号に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u></p> <p>(4) <u>条例別表の1の表事故等への対応の項第4号に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>2 略</p>
事故等への対応	<p><u>1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>
5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導	
区分	基 準
略	
サービス	<u>1の表サービスの開始及び終了の項(第4号の規定を除く。)</u> に掲げ

<p>び終了</p> <p>サービス の提供</p>	<p>る基準を満たすこと。</p> <p>1 <u>2の表サービスの提供の項（第1号、第7号、第8号、第11号、第18号及び第19号の規定を除く。）</u>に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 略</p> <p>3 医師又は歯科医師が提供するサービスについては、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、利用者又はその家族に対し、サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 療養上適切なサービスを提供するために必要があると認める場合又は<u>指定居宅介護支援事業者</u>、他の指定居宅サービス事業者若しくは他の指定介護予防サービス事業者（以下この号において「支援事業者等」という。）から求めがあった場合は、サービス担当者会議に参加し、又は文書を交付することにより、支援事業者等に対し、<u>居宅サービス計画</u>の作成、サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>4 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士が提供するサービスについては、次のとおりとすること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、<u>指定居宅</u></p>	<p>び終了</p> <p>サービス の提供</p>	<p>る基準を満たすこと。</p> <p>1 <u>1の表サービスの提供の項（第6号から第8号まで、第10号、第12号、第13号、第20号及び第30号の規定を除く。）</u>に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 略</p> <p>3 医師又は歯科医師が提供するサービスについては、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、<u>支援事業者等</u>に対しサービス計画の作成等に<u>必要な情報提供</u>をするとともに、利用者又はその家族に対し、サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 療養上適切なサービスを提供するために必要があると認める場合又は<u>支援事業者</u>、他の指定居宅サービス事業者若しくは他の指定介護予防サービス事業者（以下この号において「支援事業者等」という。）から求めがあった場合は、サービス担当者会議に参加し、又は文書を交付することにより、支援事業者等に対し、<u>サービス計画</u>の作成、サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>4 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士が提供するサービスについては、次のとおりとすること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、<u>支援事業</u></p>
--------------------------------	--	--------------------------------	--

	<p><u>介護支援事業者</u>に対し、<u>居宅サービス計画</u>の作成等に必要な情報提供を行うこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>5 略</p>
記録の作成及び保存	<p>1 <u>2の表サービスの提供の項第10号の規定による市町村への通知に係る記録を整備すること。</u></p> <p>2 略</p>
事故等への対応	<p><u>2の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

6 通所介護

区分	基 準
従業者の配置	<p>1 事業所ごとに置く従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>看護師又は准看護師</u> サービスを同時に一体的に提供できるよう利用者の状態等に応じて1人又は複数に区分した利用者の単位（以下「サービスの単位」という。）ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる者を1人以上配置するために必要と認められる人数</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 利用定員が10人以下である事業所にあつては、前号(2)及び(3)の規定にかかわらず、<u>看護師、准看護師及び介護職員</u>を合計した人数を同号(2)及び(3)に定める人</p>

	<p><u>者</u>に対し、<u>サービス計画</u>の作成等に必要な情報提供を行うこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>管理者に、サービス利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握を一元的に行わせること。</u></p>
記録の作成及び保存	<p>1 <u>次に掲げる記録を整備すること。</u></p> <p>(1) <u>1の表サービスの提供の項第11号の規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(2) <u>条例別表の1の表事故等への対応の項第2号に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u></p> <p>(3) <u>条例別表の1の表事故等への対応の項第4号に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>2 略</p>
事故等への対応	<p><u>1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

6 通所介護又は介護予防通所介護

区分	基 準
従業者の配置	<p>1 事業所ごとに置く従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>看護職員</u> サービスを同時に一体的に提供できるよう利用者の状態等に応じて1人又は複数に区分した利用者の単位（以下「サービスの単位」という。）ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる者を1人以上配置するために必要と認められる人数</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 利用定員が10人以下である事業所にあつては、前号(2)及び(3)の規定にかかわらず、<u>看護職員及び介護職員</u>を合計した人数を同号(2)及び(3)に定める人数とする</p>

	<p>数とすることをもって足りること。</p> <p><u>3 法第115条の45の3第1項の指定を受けた事業所にあつては、前2号の規定にかかわらず、生活相談員、看護師又は准看護師、介護職員及び機能訓練指導員の人数を当該指定を受けるために必要とされる人数とすることができること。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p>		<p>ことをもって足りること。</p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p>
設備	<p>1・2 略</p> <p><u>3 法第115条の45の3第1項の指定を受けた事業所にあつては、前2号の規定にかかわらず、当該指定を受けるために必要とされる設備を備えることをもって足りること。</u></p> <p><u>4 条例別表の6の表第4号の規定による届出は、利用者の宿泊を開始する30日前までに、次の事項を記載した届出書を提出して行うこと。</u></p> <p><u>(1) 宿泊の利用定員</u></p> <p><u>(2) 業務に従事する従業員の職種、人数及び勤務体制</u></p> <p><u>(3) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>5 前号の届出書を提出した事業者は、同号に掲げる事項を変更し、又は利用者の宿泊を休止し、若しくは廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出ること。</u></p>	設備	1・2 略
略		略	
サービス の提供	<p>1 1の表サービスの提供の項（第4号、第6号、第10号、第13号、第15号、第17号、第20号及び第27号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 サービスの提供に当たっては、通所介護計画に基づき、その有す</p>	サービス の提供	<p>1 1の表サービスの提供の項（第4号、第6号、第10号、第13号、第15号、第17号、第20号、第26号、第28号及び第30号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 サービスの提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の</p>

	<p><u>る能力に応じ、利用者の機能訓練及び日常生活に必要な援助を行うこと。</u></p> <p>3～9 略</p> <p><u>10 略</u></p> <p><u>11 略</u></p>	<p>機能訓練及び日常生活に必要な援助を行うこと。</p> <p>3～9 略</p> <p><u>10 介護予防サービスの提供に当たっては、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等ではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としてサービスを提供することを常に意識し、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めること。また、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮すること。</u></p> <p><u>11 介護予防サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行うこと。</u></p> <p>(1) <u>介護予防サービス計画の作成の際に把握された課題、介護予防サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。</u></p> <p>(2) <u>運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。</u></p> <p>(3) <u>利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないこと。</u></p> <p><u>12 略</u></p> <p><u>13 略</u></p>
記録の作	1 次に掲げる記録を整備すること	記録の作 1 次に掲げる記録を整備すること

成及び保 存	と。 (1)・(2) 略 (3) <u>利用者を宿泊させた事業者 にあつては、宿泊させた日及び 利用者についての記録</u>
	2 略
略	

成及び保 存	と。 (1)・(2) 略 (3) <u>条例別表の1の表事故等へ の対応の項第2号の規定による 事故の状況及び事故に際して 採った措置についての記録</u> (4) <u>条例別表の1の表事故等へ の対応の項第4号の規定による 苦情の内容等の記録</u>
	2 略
略	

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハ
ビリテーション

区分	基 準
従業者の 配置	1 事業所ごとに置く従業者の人数 は、次に掲げる従業者ごとにそれ ぞれに定める人数とすること。 (1) 略 (2) <u>理学療法士等、看護師、准 看護師又は介護職員</u> サービス の単位ごとに、その提供を行う 時間帯を通じて専ら当該サービ スの提供に当たる者を利用者の 数を10で除した数（1に満たな い端数があるときは、それを切 り上げた数）以上配置するた めに必要と認められる人数で、 そのうち専らサービスの提供に 当たる <u>理学療法士等</u> は、利用者の 数を100で除した人数（1に満 たない端数があるときは、それ を切り上げた数）以上配置す るために必要と認められる人数
	2 診療所である事業所にあつて は、前号(2)の規定にかかわら ず、専ら当該サービスの提供に 当たる <u>理学療法士等</u> 又は看護師（通 所リハビリテーション又は介護予 防通所リハビリテーションに1年 以上従事した経験を有する者に 限る。）を常勤換算をして0.1人 以上配置することをもって足りる こと。

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハ
ビリテーション

区分	基 準
従業者の 配置	1 事業所ごとに置く従業者の人数 は、次に掲げる従業者ごとにそれ ぞれに定める人数とすること。 (1) 略 (2) <u>理学療法士、作業療法士若 しくは言語聴覚士、看護職員又 は介護職員</u> サービスの単位ご とに、その提供を行う時間帯を 通じて専ら当該サービスの提供 に当たる者を利用者の数を10で 除した数（1に満たない端数が あるときは、それを切り上げた 数）以上配置するために必要と 認められる人数で、そのうち専 らサービスの提供に当たる <u>理学 療法士、作業療法士又は言語聴 覚士</u> は、利用者の数を100で除 した人数（1に満たない端数が あるときは、それを切り上げた 数）以上配置するために必要と 認められる人数
	2 診療所である事業所にあつて は、前号(2)の規定にかかわら ず、専ら当該サービスの提供に 当たる <u>理学療法士、作業療法士若 しくは言語聴覚士又は看護師</u> （通 所リハビリテーション又は介護予 防通所リハビリテーションに1年 以上従事した経験を有する者に 限る。）を常勤換算をして0.1人 以上配置することをもって足りるこ

	3 管理者は、医師又はサービスの提供に当たる理学療法士等、看護師若しくは准看護師を兼ねることができること。		と。 3 管理者は、医師又はサービスの提供に当たる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは看護職員を兼ねることができること。
略		略	
サービスの開始及び終了	2の表サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。	サービスの開始及び終了	1の表サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。
通所リハビリテーション計画	1 計画の作成後、モニタリングを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。 2 指定介護予防サービス事業者にあつては、サービスの提供の開始時から少なくとも1月に1回、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。また、サービスの提供が終了するまでに少なくとも1回モニタリングを行い、モニタリングの結果を介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。 3 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションと併せて行うときは、リハビリテーション会議を開催し、訪問所リハビリテーション計画と整合性のとれた計画とすること。 4 計画の変更については、計画の作成に準ずること。	通所リハビリテーション計画	1の表訪問介護計画の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	1 2の表サービスの提供の項（第1号、第5号、第13号、第18号、第19号、第25号及び第27号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。 2～12 略	サービスの提供	1 1の表サービスの提供の項（第4号、第6号、第10号、第13号、第15号、第17号、第20号、第26号、第28号及び第30号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。 2～12 略 13 管理者に、サービス利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握を一元的に行わせること。
記録の作成及び保	1 次に掲げる記録を整備すること。	記録の作成及び保	1 次に掲げる記録を整備すること。

存	(1) <u>2の表サービスの提供の項第10号の規定による市町村への通知に係る記録</u> (2) <u>通所リハビリテーション計画の項第2号の規定による報告に係る記録</u> 2 略
事故等への対応	<u>2の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u>

8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護

区分	基 準
従業員の配置	1 事業所ごとに置く従業員の人数は、次に掲げる従業員ごとにそれぞれ定める人数とすること。 (1)・(2) 略 (3) <u>介護職員、看護師又は准看護師</u> 常勤換算をして利用者の数を3で除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）以上 (4)～(6) 略 2 略 3 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）の <u>居室</u> であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない <u>もの</u> を利用してサービスを行う事業所（以下「空床利用型事業所」という。）の従業員の人数は、第1号の規定にかかわらず、サービスの利用者を入所者とみなした場合に特別養護老人ホームとして必要とされる人数以上とすること。 4 略 5 <u>生活相談員のうち1人以上及び介護職員、看護師又は准看護師の</u>

存	(1) <u>1の表サービスの提供の項第11号の規定による市町村への通知に係る記録</u> (2) <u>1の表訪問介護計画の項第2号の規定による報告に係る記録</u> (3) <u>条例別表の1の表事故等への対応の項第2号に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u> (4) <u>条例別表の1の表事故等への対応の項第4号に規定する苦情の内容等の記録</u> 2 略
事故等への対応	<u>1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u>

8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護

区分	基 準
従業員の配置	1 事業所ごとに置く従業員の人数は、次に掲げる従業員ごとにそれぞれ定める人数とすること。 (1)・(2) 略 (3) <u>介護職員又は看護職員</u> 常勤換算をして利用者の数を3で除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）以上 (4)～(6) 略 2 略 3 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない <u>居室</u> を利用してサービスを行う事業所（以下「空床利用型事業所」という。）の従業員の人数は、第1号の規定にかかわらず、サービスの利用者を入所者とみなした場合に特別養護老人ホームとして必要とされる人数以上とすること。 4 略 5 <u>生活相談員のうち1人以上並びに介護職員及び看護職員のうち1</u>

	<p>うち1人以上は、常勤とすること。ただし、次に掲げる施設等（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される利用定員が20人未満の事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) <u>特別養護老人ホーム</u></p> <p>(2) <u>養護老人ホーム</u></p> <p>(3) <u>病院又は診療所</u></p> <p>(4) <u>介護老人保健施設</u></p> <p>(5) <u>特定施設入居者生活介護に係る法第41条第1項本文の指定を受けている事業所</u></p> <p>(6) <u>地域密着型特定施設入居者生活介護に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けている事業所</u></p> <p>(7) <u>介護予防特定施設入居者生活介護に係る法第53条第1項本文の指定を受けている事業所</u></p> <p>6・7 略</p>		<p>人以上は、常勤とすること。ただし、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設又は特定施設入居者生活介護に係る法第41条第1項本文の指定、地域密着型特定施設入居者生活介護に係る法第42条の2第1項の本文の指定若しくは介護予防特定施設入居者生活介護に係る法第53条第1項本文の指定を受けている事業所（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される利用定員が20人未満の事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）にあつては、この限りでない。</p> <p>6・7 略</p>
<p>略</p> <p>サービスの開始及び終了</p>	<p>1 <u>2の表</u>サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後まで継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めること。</u></p>	<p>略</p> <p>サービスの開始及び終了</p>	<p>1 <u>1の表</u>サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後まで継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めること。</u></p>

	<p style="text-align: center;">略</p> <p>サービス の提供</p> <p>1 <u>2の表サービスの提供の項（第1号、第5号、第11号、第13号、第15号、第18号及び第19号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</u> 2～5 略</p> <p>6 <u>前号の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員又は指定介護予防支援に関する知識を有する従業者が、緊急にサービスの提供を受けることが必要と認めた利用者については、当該利用者及び他の利用者のサービスの提供に支障がない場合限り、利用定員を超えて静養室においてサービスを提供することができること。</u></p> <p>7 略 8 略 9 略 10 略 11 略 12 略 13 略 14 略 15 略 16 略 17 略 18 略 19 略 20 略 21 略</p> <p>記録の作成及び保存</p> <p>1 <u>2の表サービスの提供の項第10号の規定による市町村への通知に係る記録を整備すること。</u></p>		<p style="text-align: center;">略</p> <p>サービス の提供</p> <p>1 <u>1の表サービスの提供の項（第4号、第6号、第10号、第12号、第13号、第15号、第17号、第20号及び第30号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</u> 2～5 略</p> <p>6 略 7 略 8 略 9 略 10 略 11 略 12 略 13 略 14 略 15 略 16 略 17 略 18 略 19 略 20 略 21 <u>管理者に、サービス利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握を一元的に行わせること。</u></p> <p>記録の作成及び保存</p> <p>1 <u>次に掲げる記録を整備すること。</u> (1) <u>1の表サービスの提供の項第11号の規定による市町村への通知に係る記録</u> (2) <u>条例別表の1の表事故等への対応の項第2号に規定する事故の状況及び事故に際して採</u></p>
--	--	--	---

	2 略
事故等への対応	2の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分	基準
略	
サービスの開始及び終了	1 2の表サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。 2 略 3 指定居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後まで継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めること。
略	
サービスの提供	1 2の表サービスの提供の項（第1号、第5号、第11号、第13号、第15号、第18号及び第19号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。 2～20 略
記録の作成及び保存	1 2の表サービスの提供の項第10号の規定による市町村への通知に係る記録を整備すること。

	た措置についての記録 (3) 条例別表の1の表事故等への対応の項第4号に規定する苦情の内容等の記録
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分	基準
略	
サービスの開始及び終了	1 1の表サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。 2 略 3 支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後まで継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めること。
略	
サービスの提供	1 1の表サービスの提供の項（第4号、第6号、第10号、第12号、第13号、第15号、第17号、第20号及び第30号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。 2～20 略 21 管理者に、サービス利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握を一元的に行わせること。
記録の作成及び保存	1 次に掲げる記録を整備すること。 (1) 1の表サービスの提供の項第11号の規定による市町村への通知に係る記録 (2) 条例別表の1の表事故等への対応の項第2号に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録 (3) 条例別表の1の表事故等への対応の項第4号に規定する苦情の内容等の記録

	2 略
事故等への対応	2の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

10 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護

区分	基 準
従業者の配置	<p>1 外部サービス利用型介護を行う事業者（以下「外部サービス利用型事業者」という。）以外の事業者の従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>看護師、准看護師又は介護職員 常勤換算をして次に掲げる数を合計した数を3で除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）以上で、そのうち看護師又は准看護師は、利用者の数が30を超えない施設にあつては常勤換算をして1人以上、30人を超える施設にあつては常勤換算をして利用者の数から30を控除した数を50で除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）に1を加えた人数以上</u></p> <p>ア <u>特定施設入居者生活介護の利用者の数</u></p> <p>イ <u>介護予防特定施設入居者生活介護の利用者の数に10分の3を乗じて得た数</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 <u>看護師、准看護師及び介護職員は、主としてサービスの提供に当</u></p>

	2 略
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

10 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護

区分	基 準
従業者の配置	<p>1 外部サービス利用型介護を行う事業者（以下「外部サービス利用型事業者」という。）以外の事業者の従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>看護職員又は介護職員 常勤換算をして次に掲げる数を合計した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）以上で、そのうち看護職員を利用者の数が30を超えない施設にあつては常勤換算をして1人以上、30人を超える施設にあつては常勤換算をして利用者の数から30を控除した数を50で除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）に1を加えた人数以上</u></p> <p>ア <u>要介護者である利用者の数を3で除した人数</u></p> <p>イ <u>要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下この号において「審査判定基準省令」という。）第2条第1項第1号に該当する利用者の数を10で除した人数</u></p> <p>ウ <u>審査判定基準省令第2条第1項第2号に該当する利用者の数を3で除した人数</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 <u>看護職員及び介護職員は、主としてサービスの提供に当たるもの</u></p>

	<p>たるものとし、それぞれ1人以上を常勤とすること。ただし、介護予防サービスのみを提供する場合は、<u>看護師、准看護師又は介護職員</u>のうちいずれか1人が常勤であることをもって足りる。</p> <p>9 略</p>
略	
サービスの開始及び終了	<p>1 <u>2の表</u>サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2～4 略</p>
略	
サービスの提供	<p>1 <u>2の表</u>サービスの提供の項（<u>第1号、第5号、第11号、第13号、第15号、第18号及び第19号</u>の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 略</p> <p><u>15</u> 略</p> <p><u>16</u> 略</p> <p><u>17</u> 略</p> <p><u>18</u> 略</p> <p><u>19</u> 略</p> <p><u>20</u> 略</p> <p><u>21</u> 略</p>
記録の作成及び保	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p>

	<p>とし、それぞれ1人以上を常勤とすること。ただし、介護予防サービスのみを提供する場合は、<u>介護職員及び看護職員</u>のうちいずれか1人が常勤であることをもって足りる。</p> <p>9 略</p>
略	
サービスの開始及び終了	<p>1 <u>1の表</u>サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2～4 略</p>
略	
サービスの提供	<p>1 <u>1の表</u>サービスの提供の項（<u>第4号、第6号、第10号、第12号、第13号、第15号、第17号、第20号及び第30号</u>の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> <u>養護老人ホームにおいては、外部サービス利用型介護とすること。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 略</p> <p><u>15</u> 略</p> <p><u>16</u> 略</p> <p><u>17</u> 略</p> <p><u>18</u> 略</p> <p><u>19</u> 略</p> <p><u>20</u> 略</p> <p><u>21</u> 略</p> <p><u>22</u> 略</p> <p><u>23</u> <u>管理者に、サービス利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握を一元的に行わせること。</u></p>
記録の作成及び保	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p>

存	(1) 略 (2) <u>2の表</u> サービスの提供の項第10号の規定による市町村への通知に係る記録 (3) 略
	2 略
事故等への対応	<u>2の表</u> 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

存	(1) 略 (2) <u>1の表</u> サービスの提供の項第11号の規定による市町村への通知に係る記録 (3) 略 (4) <u>条例別表の1の表</u> 事故等への対応の項第2号に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録 (5) <u>条例別表の1の表</u> 事故等への対応の項第4号に規定する苦情の内容等の記録
	2 略
事故等への対応	<u>1の表</u> 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与

区分	基 準
略	
サービスの開始及び終了	<u>2の表</u> サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。
福祉用具貸与計画	1 略 2 計画の作成後モニタリングを行い、モニタリングの結果を <u>居宅サービス計画</u> を作成した <u>指定居宅介護支援事業者</u> に報告すること。また、必要に応じて、計画の変更を行うこと。 3 略
サービスの提供	1 <u>2の表</u> サービスの提供の項（ <u>第1号</u> 、 <u>第10号</u> 、 <u>第11号</u> 、 <u>第13号</u> 、 <u>第15号</u> 、 <u>第18号</u> 、 <u>第19号</u> 及び <u>第27号</u> の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。 2 略 3 <u>居宅サービス計画</u> に福祉用具貸与が記載される場合は、随時その必要性が検討され、必要な理由が明らかにされるよう適切な対応を行うこと。 4～14 略 <u>15</u> 略

11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与

区分	基 準
略	
サービスの開始及び終了	<u>1の表</u> サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。
福祉用具貸与計画	1 略 2 計画の作成後モニタリングを行い、モニタリングの結果を <u>サービス計画</u> を作成した <u>支援事業者</u> に報告すること。また、必要に応じて、計画の変更を行うこと。 3 略
サービスの提供	1 <u>1の表</u> サービスの提供の項（ <u>第6号</u> 、 <u>第10号</u> 、 <u>第12号</u> 、 <u>第13号</u> 、 <u>第15号</u> 、 <u>第20号</u> 、 <u>第28号</u> 及び <u>第30号</u> の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。 2 略 3 <u>サービス計画</u> に福祉用具貸与が記載される場合は、随時その必要性が検討され、必要な理由が明らかにされるよう適切な対応を行うこと。 4～14 略 15 <u>管理者</u> に、 <u>サービス利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握を一元的に行わせること。</u> <u>16</u> 略

記録の作成及び保存	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) <u>2の表サービスの提供の項第10号の規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
事故等への対応	<p><u>2の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

記録の作成及び保存	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) <u>1の表サービスの提供の項第11号の規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>条例別表の1の表事故等への対応の項第2号に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u></p> <p>(4) <u>条例別表の1の表事故等への対応の項第4号に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>2 略</p>
事故等への対応	<p><u>1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売

12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売

区分	基 準
従業者の配置	<p>1 <u>事業所ごとに置く福祉用具専門相談員の人数は、常勤換算をして2人以上とすること。</u></p> <p>2 <u>管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</u></p>
サービスの開始及び終了	<p><u>2の表サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>
略	
サービスの提供	<p>1 <u>2の表サービスの提供の項（第1号、第7号から第9号まで、第11号、第13号、第15号から第20号まで、第27号及び第28号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>居宅サービス計画に福祉用具販売が記載される場合には、必要な理由が明らかにされるよう適切な措置を講ずること。</u></p> <p>4～13 略</p>
記録の作成及び保存	<p>1 <u>2の表サービスの提供の項第10号の規定による市町村への通知に</u></p>

区分	基 準
従業者の配置	<p><u>11の表従業者の配置の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>
サービスの開始及び終了	<p><u>1の表サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>
略	
サービスの提供	<p>1 <u>1の表サービスの提供の項（第6号から第10号まで、第12号、第13号、第15号、第18号から第21号まで及び第28号から第30号までの規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>サービス計画に福祉用具販売が記載される場合には、必要な理由が明らかにされるよう適切な措置を講ずること。</u></p> <p>4～13 略</p>
記録の作成及び保存	<p>1 <u>次に掲げる記録を整備すること。</u></p>

存	係る記録を整備すること。
	2 略
事故等への対応	2の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第2（第3条関係）

区分	基 準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1) 略 (2) <u>看護師、准看護師</u> 又は介護職員 2 <u>看護師、准看護師</u> 又は介護職員の人数は、サービスを提供している時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる者を利用者の数を1.5で除した数以上確保するために必要と認められる人数以上とし、このうち1人以上は、専ら当該サービスに従事する常勤の看護師とすること。 3 略
略	
サービスの開始及び終了	1・2 略 3 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難な場合は、 <u>指定居宅介護支援事業者</u> への連絡、他の事業者の紹介その他の措置を講ずること。 4 略
略	
サービスの提供	1 別表第1の1の表サービスの提供の項（第4号、第6号、第10号、第12号、第13号、第15号、第17号、第20号、 <u>第26号及び第27号</u> の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。

存	(1) <u>1の表サービスの提供の項第11号の規定による市町村への通知に係る記録</u> (2) <u>条例別表の1の表事故等への対応の項第2号に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</u> (3) <u>条例別表の1の表事故等への対応の項第4号に規定する苦情の内容等の記録</u>
	2 略
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第2（第3条関係）

区分	基 準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1) 略 (2) <u>看護職員</u> 又は介護職員 2 <u>看護職員</u> 又は介護職員の人数は、サービスを提供している時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる者を利用者の数を1.5で除した数以上確保するために必要と認められる人数以上とし、このうち1人以上は、専ら当該サービスに従事する常勤の看護師とすること。 3 略
略	
サービスの開始及び終了	1・2 略 3 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難な場合は、 <u>支援事業者</u> への連絡、他の事業者の紹介その他の措置を講ずること。 4 略
略	
サービスの提供	1 別表第1の1の表サービスの提供の項（第4号、第6号、第10号、第12号、第13号、第15号、第17号、第20号及び <u>第26号から第30号</u> までの規定を除く。）に掲げる基準を満たす

略	2～21 略
---	--------

別表第3（第3条、第4条関係）

1 訪問介護

(1)～(5) 略

(6) 訪問介護員の同居の家族に対するサービスの提供は、その訪問介護員には行わせないこと。ただし、同居の家族に対するサービスが次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

ア 指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村長が認める地域に住所を有する者が利用すること。

イ 指定居宅介護支援事業者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供されること。

ウ～オ 略

(7) 略

2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護

(1) 条例別表の2の表（従業者の配置の項第4号、設備の項及び事故等への対応の項第6号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。

(2) 別表第1の2の表（サービスの開始及び終了の項第4号及びサービスの提供の項第16号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。

3 通所介護

(1) 条例別表の6の表（通所介護計画の項及び事故等への対応の項第6号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。

(2) 略

4 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護

(1) 条例別表の8の表（従業者の配置の項、設備の項及び事故等への対応の項第6号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。

略	こと。 2～21 略
---	---------------

別表第3（第3条、第4条関係）

1 訪問介護又は介護予防訪問介護

(1)～(5) 略

(6) 訪問介護員の同居の家族に対するサービスの提供は、その訪問介護員には行わせないこと。ただし、同居の家族に対するサービスが次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

ア 指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村長が認める地域に住所を有する者が利用すること。

イ 支援事業者の作成するサービス計画に基づいて提供されること。

ウ～オ 略

(7) 略

2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護

(1) 条例別表の2の表（従業者の配置の項第4号、設備の項及び事故等への対応の項（条例別表の1の表事故等への対応の項第6号に係る部分に限る。）の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。

(2) 別表第1の2の表（サービスの開始及び終了の項（別表第1の1の表サービスの開始及び終了の項第4号に係る部分に限る。）及びサービスの提供の項第1号（別表第1の1の表サービスの提供の項第18号に係る部分に限る。）の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。

3 通所介護又は介護予防通所介護

(1) 条例別表の6の表（通所介護計画の項及び事故等への対応の項（条例別表の1の表事故等への対応の項第6号に係る部分に限る。）の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。

(2) 略

4 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護

(1) 条例別表の8の表（従業者の配置の項、設備の項並びに事故等への対応の項（条例別表の1の表事故等への対応の項第6号に係る部分に限る。）の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。

<p>(2) 別表第1の8の表(従業者の配置の項、設備の項、サービスの開始及び終了の項第1号(別表第1の2の表サービスの開始及び終了の項第4号に係る部分に限る。))並びにサービスの提供の項第1号(別表第1の2の表サービスの提供の項第16号に係る部分に限る。)、第3号、第4号、第7号及び第15号の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>(3) 事業所ごとに、次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営をすることができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 介護職員、看護師又は准看護師 常勤換算をして利用者の数を3で除した人数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)以上</p> <p>エ〜カ 略</p> <p>(4)〜(13) 略</p> <p>5 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与</p> <p>(1) 条例別表の11の表(福祉用具貸与計画の項及び事故等への対応の項第6号の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>(2) 別表第1の11の表(従業者の配置の項、サービスの開始及び終了の項(別表第1の2の表サービスの開始及び終了の項第4号に係る部分に限る。))、福祉用具貸与計画の項及びサービスの提供の項第1号(別表第1の2の表サービスの提供の項第16号に係る部分に限る。)の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。</p>	<p>(2) 別表第1の8の表(従業者の配置の項、設備の項、サービスの開始及び終了の項(別表第1の1の表サービスの開始及び終了の項第4号に係る部分に限る。))並びにサービスの提供の項第1号(別表第1の1の表サービスの提供の項第18号に係る部分に限る。)、第3号、第4号、第6号及び第14号の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>(3) 事業所ごとに、次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営をすることができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 介護職員又は看護職員 常勤換算をして利用者の数を3で除した人数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)以上</p> <p>エ〜カ 略</p> <p>(4)〜(13) 略</p> <p>5 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与</p> <p>(1) 条例別表の11の表(福祉用具貸与計画の項及び事故等への対応の項(条例別表の1の表事故等への対応の項第6号に係る部分に限る。))の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>(2) 別表第1の11の表(従業者の配置の項、サービスの開始及び終了の項(別表第1の1の表サービスの開始及び終了の項第4号に係る部分に限る。))、福祉用具貸与計画の項及びサービスの提供の項第1号(別表第1の1の表サービスの提供の項第18号に係る部分に限る。)の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。</p>
---	---

(鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)	
区分	基準	区分	基準
略		略	
設備	1 略	設備	1 略
	2 条例別表第1設備の項第2号(1)から		2 条例別表第1設備の項第2号(1)から

	(11)までに定めるもののほか、次に掲げる設備（ <u>ユニット型介護老人福祉施設にあっては、(6)に掲げる設備。</u> ）を設けること。 (1) 略 (2) 機能訓練室 (3)～(6) 略 3～14 略
略	

備考 略

別表第2（第4条関係）

区分	基準												
従業者の配置	1～3 略 4 第1号(1)及び(4)から(7)までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする入所定員29人以下の介護老人保健施設をいう。）にあっては、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の従業者により入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める従業者を置かないことができること。												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">介護</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>老人保健施設</td> <td>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</td> <td>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	介護	略		老人保健施設	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士		略		略		
介護	略												
老人保健施設	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士											
	略												
略													
	5 略												
略													

備考 略

	(11)までに定めるもののほか、次に掲げる設備を設けること。 (1) 略 (2) 機能訓練室（ <u>ユニット型介護老人福祉施設を除く。</u> ） (3)～(6) 略 3～14 略
略	

備考 略

別表第2（第4条関係）

区分	基準												
従業者の配置	1～3 略 4 第1号(1)及び(4)から(7)までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする入所定員29人以下の介護老人保健施設をいう。）にあっては、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の従業者により入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める従業者を置かないことができること。												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">介護</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>老人保健施設</td> <td>理学療法士若しくは作業療法士</td> <td>理学療法士若しくは作業療法士</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	介護	略		老人保健施設	理学療法士若しくは作業療法士	理学療法士若しくは作業療法士		略		略		
介護	略												
老人保健施設	理学療法士若しくは作業療法士	理学療法士若しくは作業療法士											
	略												
略													
	5 略												
略													

備考 略

（鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則の一部改正）

第3条 鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別養護老人ホームの基準)</p> <p>第4条 条例に定めるもののほか、入所定員が30人以上の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第24号)別表第1従業者の配置の項(第1号(7)及び第9号の規定を除く。)、設備の項、サービスの提供の項(第18号、第25号から第29号まで、第32号から第35号まで及び第37号の規定を除く。)、記録の作成及び保存の項第2号並びに事故等への対応の項(同規則附則第2条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 略</p>	<p>(特別養護老人ホームの基準)</p> <p>第4条 条例に定めるもののほか、入所定員が30人以上の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第24号)別表第1従業者の配置の項(第1号(6)及び第9号の規定を除く。)、設備の項、サービスの提供の項(第18号、第25号から第29号まで、第32号から第35号まで及び第37号の規定を除く。)、記録の作成及び保存の項第2号並びに事故等への対応の項(同規則附則第2条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条の規定によりなおその効力を有する同法第5条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を行う指定介護予防サービス事業者については、第1条の規定による改正前の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第76号)別表の6の表設備の項第4号の規定により宿泊をさせている指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者に対する第1条の規定による改正後の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則の規定の適用については、同規則別表第1の6の表設備の項第4号中「利用者の宿泊を開始する30日前」とあるのは、「平成27年8月12日」とする。